

杵築日出警察署協議会

第2回会議の開催状況

第1 開催月日

令和6年10月4日（金）

第2 出席者

協議会 委員 6名

警察署 署長、副署長、杵築幹部交番所長、総務課長、会計課長、生活安全課長、
地域交通課長、警備課長 8名

第3 議事の概要

1 業務説明

警察署から

- ・業務重点の推進状況

について説明がなされた。

2 諮問事項の説明

警察署から

・諮問事項「地域住民を交通事故・各種詐欺等から守るための取組」
の状況について説明がなされた。

3 委員からの意見等

(1) 非行防止重点地区の選定について

委員から「山香町が非行防止重点地区に選定されている理由を教えてください」との質問がなされ、警察署から「あいさつ運動や見守り活動などが活発であることから選定したもので、非行が多いからではない」との説明がなされた。

(2) 横断歩道における自転車乗車について

委員から「自転車に乗って横断歩道を通行してよいのか。自転車乗車に関する指導教養等はどのようにしているのか」との質問がなされ、警察署から「歩行者の妨げになる場合は、自転車から降りて横断するのが望ましい。学校における自転車教室やスクエアードストレイトなどにより、自転車乗車に関する指導や講話を行っている」との説明がなされた。

(3) 道路上の落下物について

国道での落下物が目につくが、どのような対応をしたらよいか」旨の質問がなされ、警察署から「警察に連絡をしていただければ、通行の支障にならない措置を執り、道路管理者にも連絡を行う。個人での排除は交通事故の危険性があるので、警察や道路管理者へ連絡してもらいたい」旨の説明がなされた。

(4) 道路表示について

委員から「道路標示が薄くなっている部分があるが、どこに連絡したらよいか」旨の質問がなされ、警察署から「交通規制に関する標示は警察が対応し、それ以外の標示は道路管理者が対応するが、警察に連絡をしていただければ道路管理者にも連絡をする」旨の説明がなされた。

(5) YouTubeなどの誇張表示について

委員から「YouTubeなどで、視聴者数を稼ぐためにタイトル画面などの表示が誇張されていることがあるが、このような表現は規制の対象にならないのか」旨の質問がなされ、警察署から「消費者庁の定めるガイドラインを逸脱していない場合は、表現の自由もあり規制は困難と思われる」旨の説明がなされた。

(6) 分かりやすい広報について

委員から「情報セキュリティなどについて講話をしていただき勉強になった。杵築日出警察署は双城劇団が活躍しており、最近はSNS型投資詐欺の演目をしてきているので、引き続き分かりやすい広報をお願いしたい」旨の意見がなされ、警察署から「引き続き、分かりやすい広報を行い、被害防止につなげていきたい」旨の説明がなされた